

# 学 校 指 定 取 扱 規 則

2026 年 2 月 26 日 現 行

智 頭 急 行 株 式 会 社



# 智頭急行株式会社学校指定取扱規則

(2026年2月26日智頭急行株式会社公告第2号)

## 目 次

### 第 1 章 総則

第 1 条	目的	1
-------	----	---

### 第 2 章 指定学校

第 2 条	指定学校等の定義	1
第 3 条	指定学校としての指定条件	1
第 4 条	指定の申請	2
第 5 条	指定及び指定の取消し	3
第 6 条	指定変更の申請	4
第 7 条	休校及び廃校の届出	5
第 8 条	通学証明書の交付	5
第 9 条	通学証明書の発行方	5
第 10 条	通学証明書発行台帳の整備	6
第 11 条	実習用定期乗車券の発売についての取扱い	7

### 第 3 章 通学証明書の発行調の提出及び発行監査

第 12 条	学生・生徒数及び通学証明書発行枚数調の提出	7
第 13 条	通学証明書等の発行の監査	7
第 14 条	通学証明書の不正発行等に対する取扱い	7
第 15 条	連絡定期乗車券の取扱い	8
第 16 条	準用	8

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、智頭急行株式会社(以下「当社」という。)が、旅客営業規則(平成6年10月28日智頭急行株式会社公告第1号。以下「旅客規則」という。)によって学校の学生に通学定期乗車券を発売する場合に、その対象となる学校の指定及びこれに関連する事項の取扱方を定め、もって事務の適正化を図ることを目的とする。

## 第2章 指定学校

### (指定学校等の定義)

第2条 この規則において「指定学校」とは、次の各号の1に該当する施設をいう。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条の規定による小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・大学・高等専門学校・特別支援学校及び幼稚園
- (2) 学校教育法第124条及び同法134条の規定によって設立した私立学校及び学校教育法によらない学校であって、当社の指定を受けた学校
- (3) 公的機関が関与する教育施設であって、当社が通学実態を有すると認めたもの
  - ア 国又は地方公共団体の関係機関が認定、指定又は登録した教育施設
  - イ 前号に準ずるものとして、当社が適当と認めた教育施設

2 この規則において「指定学校の学生・生徒・児童又は幼児」とは、前項の各号に掲げる指定学校に在学し、教育を受けるものをいう。

### (指定学校としての指定条件)

第3条 前条第1項第2号の学校についての指定学校としての指定は、次の各号に定めるところにより、かつ、当社が適当と認めた学校について行う。

- (1) 休業期間は、連続して12箇月以上となっていること。
- (2) 授業時数は、1年間に700時間以上を基準として定めていること。
- (3) 生徒の部科別の定員は、40人以上となっていること。ただし、特殊な教育を行う学校にあっては、20人以上とする。
- (4) 教育課程及び生徒数に応じた必要数の教員がおかれていること。ただし、その最低は、3人とする。
- (5) 入学期又は卒業期は、年2回以内であって、固定していること。ただし、特殊な教育を行う学校にあっては年3回までとする。
- (6) 学則に定めている入学期又は卒業期以外の月に入学させ、又は卒業させていないこ

と。

- (7) 1週間の授業日数は5日以上、1週間の授業時数は18時間以上となっていること。
- (8) 短期修業又は一部学科の専修を認めていないこと。
- (9) 学校教育法第124条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可を得ていること。
- (10) 学校教育法第134条の規定によって設立した私立学校にあっては、監督庁の認可の日、開校の日のいずれの日からも1箇年を経過していること。

(指定の申請)

第4条 学校の代表者は、第2条第1項第2号又は第3号に規定する指定学校として指定を受けようとする場合、学校指定申請書類を当社に提出するものとする。

2 学校指定申請書類は、次のとおりとする。

(1) 学校指定申請書

書式

学校指定申請書	
年 月 日	
殿	
所在地	
学校名	
代表者 氏名	職印
<p>当校を学校指定取扱規則第 条第 号に規定する指定学校として指定されるよう、次の書類を添えて、申請します。</p>	
1 設立の告示又は認可書の写	
2 学則	
3 部科別の生徒現在数及び教員の現在数を記載した書類	
4 1週間に行う部科別の授業科目及びその時間数を記載した書類	
5 もより駅及び当社線利用の状況を記載した書類	

(2) 設立の告示、認可書又は学校教育法施行規則第155条第1項第4号、同条第2項第6号又は第156条第3号の規定による文部科学大臣の指定の告示の写(以下これらを「設立認可書等」という。)

(3) 学則

監督庁に届け出済みのものであって、次の事項が記載されているもの。ただし学則中にこれらの事項が記載されていないときは、これに代わる書類を学則に添付するも

のとする。

- イ 修業年限・学年・学期及び授業を行わない（休業日）に関する事項
  - ロ 部科の組織に関する事項
  - ハ 学科課程及び授業時数に関する事項
  - ニ 部科別定員及び教職員の組織に関する事項
  - ホ 入学・退学・転学・休学及び卒業に関する事項
- (4) 部科別の在籍生徒現在数及び教員を記載した書類
  - (5) 1週間に行う部科別の授業科目及び授業時間数を記載した書類
  - (6) 学校所在地のもより駅及び当社線利用の状況を記載した書類

(指定及び指定の取消し)

第5条 前条の規定による指定の申請があった場合は、これを審査し、指定を適当と認めるものについては、指定学校として指定し、当該学校の代表者に、次の書式による学校指定書を交付する。ただし、学校指定書交付後であっても、第3条第1項に規定する指定学校としての指定条件を具備していないと認めるときは、当該学校の指定学校としての指定を取り消すことがある。

表

裏

<p style="text-align: center;">学校指定書</p> <p style="text-align: right;">智急第 号 年月日</p> <p style="text-align: right;">長 殿</p> <p style="text-align: right;">長 公印</p> <p>貴校 ○○を学校指定取扱規則第 条第 項第 号に規定する指定学校として指定し、年 月 日から年 月 日まで貴校(指定部科)の学生・生徒に対し、旅客営業規則所定の旅客運賃割引の取扱いをいたします。</p> <p>指定番号</p>	<p>通学証明書の取扱方その他については、学校指定取扱規則によるほか、次の各項によってください。</p> <p>1 通学証明書の発行及び出納については、出納簿及び発行台帳を備え付けその状況を明らかにし、発行の際は発行台帳に対して契印を押すこと</p> <p>2 次の各号の1に該当する場合は、直ちに当社に届け出ること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 校名又は部科名の変更</li><li>(2) 部科の新設・統合・分離及び改廃</li><li>(3) 学則の変更</li><li>(4) 所在地の変更</li><li>(5) 休校及び廃校</li></ul> <p>3 当社の社員が発行及び出納状況について監督する場合は、これに協力すること。</p> <p>4 指定期限以後に引き続き指定学校としての指定を受けようとする場合は、指定期限の3箇月前までに申請すること。</p>
--	--

2 第1項の規定により指定を受けた学校の代表者は、次の書式による請書を当社に提出しなければならない。

請書	
年 月 日	
殿	
指定番号	
所在地	
学校名	
代表者	職印
今回当校 が学校指定取扱規則第 条第	
項第 号に規定する指定学校として指定を受けましたの	
で、今後通学証明書の発行・使用等については、鉄道諸規	
則を遵守し、万一これに違背したときは、学校指定取扱規	
則に定める御処分を受けても、異議を申しません。	

(指定変更の申請)

第6条 指定学校が、校名・部科名・所在地・もより駅等に変更を生じたときは、当該学校の代表者は、すみやかに指定変更願を提出するものとする。

学校指定変更願	
年 月 日	
殿	
指定番号	
所在地	
学校名	
代表者	職印
当校に対する指定を、次のとおり変更されるよう別紙書	
類を添えて、お願いします。	
1 変更年月日	年 月 日
2 変更指定内容	旧：
	新：
3 変更事由	

(休校及び廃校の届出)

第7条 指定学校を休校し、又は廃校するときは当該学校の代表者は、監督庁に届け出た後10日以内に、次の書式による休校届又は廃校届を、当社に提出するものとする。

休校(廃校)届	
年 月 日	
殿	
	指定番号
	所在地
	学校名
	代表者
	職印
当校は、次のとおり休校(廃校)しますので、お届けします。	
1	休校(廃校) 年 月 日
2	休校(廃校) 事由

(通学証明書の交付)

第8条 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児に対する旅客規則40条第1項に規定する通学証明書の交付は、学校の代表者が行うものとする。

(通学証明書の発行方)

第9条 指定学校の代表者は、通学証明書を学生・生徒・児童又は幼児に交付するときは、これに次の各号に掲げる事項を記入して職印を押し、通学証明書発行台帳に対して契印を押した上、交付するものとする。

- (1) 発行番号
- (2) 学校種別又は指定番号
- (3) 氏名及び年齢
- (4) 住所
- (5) 部科及び学年
- (6) 通学区間
- (7) 通学定期乗車券の有効期間
- (8) 証明書番号
- (9) 卒業予定年月日

- (10) 発行年月日
- (11) 学校所在地
- (12) 学校名
- (13) 学校代表者氏名

2 新たに入学する学生又は生徒に対する通学証明書の交付は、本人が当該指定学校への入学手続きを完了し、学校の代表者が通学証明書を本人に交付したものであるについては、学年の始期以前であってもこれを行うことができる。ただし、学年の始期以前に発行する通学証明書には、その表面余白に「何月何日から有効」の例により学年の始期を赤書きしなければならない。

3 卒業する予定の学生・生徒・児童又は幼児に対する通学証明書の交付は、当該学年の終期まで行うことができる。ただし、学年の終期前に発行する通学証明書の有効期間が学年の終期をこえるものにあつては、その卒業予定年月日欄に学年の終期を赤書きしなければならない。

(注)「学年の始期」とは、学年の始まる月の初日をいい、「学年の終期」とは、学年の終わる月の最終の日をいう。

4 第 11 条の規定による実習のために交付する通学証明書は、欄外左方上部に「実習」と赤書きするものとする。

5 通学証明書の発行者が記入する事項は、誤って記入した事項に限り、その箇所を発行者の職印を押して訂正することができる。

(通学証明書発行台帳の整備)

第 10 条 指定学校の代表者は、通学証明書の交付については、通学証明書発行台帳を備え付け、交付の状況を常に明らかにしておかなければならない。

2 通学証明書発行台帳の書式は、次のとおりとする。

発行年月日	番号	使用者					契印	記事
		部科学年	氏名	住所	区間	有効期間		
				以下略				

(注) 実習用の通学証明書を発行したときは、記事欄に「実習」と赤書きをする。

3 通学証明書発行台帳は、発行年度ごとに整備し、各課程の修業年限を経過した翌年度末まで保管するものとする。

(実習用定期乗車券の発売についての取扱い)

第 11 条 指定学校の代表者は、学生、生徒又は訓練生に学習単位を習得させるため、在籍校所在地と異なる場所にある実習場に通わせる場合は、次の各号に掲げる事項を記載した実習用通学定期乗車券発売申請書を、当社に提出し、通学定期乗車券の購入について承諾を受けることができるものとする。ただし、学生、生徒又は訓練生が、当該実習に対する賃金、報酬、謝礼金その他金銭を受領する場合及び交通費に相当する手当の支給を受ける場合を除く。

- (1) 実習を必要とする事由
- (2) 学習科目及び指導教員の氏名
- (3) 実習先の所在地及び名称
- (4) 実習期間
- (5) 実習先もより駅
- (6) 実習のため通学する学生、生徒又は訓練生の部科・学年・氏名・年齢及び現住所

### 第 3 章 通学証明書の発行調の提出及び発行監査

(学生・生徒数及び通学証明書発行枚数調の提出)

第 12 条 第 2 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による指定学校の代表者は、在籍する学生・生徒数及び通学証明書の発行枚数を、指定部科別・月別に区分して調査した書類を、次により当社に提出するものとする。

4 月 1 日から 9 月 30 日までのもの      11 月 30 日まで  
10 月 1 日から翌 3 月 31 日までのもの      5 月 31 日まで

(通学証明書等の発行の監査)

第 13 条 当社は、必要に応じて、通学証明書の出納又は発行の適否・所定の者以外の者に対する発行の有無その他正規に反する取扱いの有無等について、監査を行うことがある。

(通学証明書の不正発行等に対する取扱い)

第 14 条 旅客規則第 40 条の規定による通学証明書を、発行者が使用資格者以外の者若しくは旅客規則第 27 条の規定によりその学校又は施設に対して次の各号に定める措置を行うことがある。

- (1) 当該学校が第 2 条第 1 項第 1 号本文に規定する学校の場合は、当社が定める相当の期間、指定学校として取り扱わない。
- (2) 当該学校が第 5 条第 1 項本文の規定により、当社の指定を受けた学校である場合は、

この指定を取り消すことがある。

- (3) 前各号によるほか、当該学校又は施設に対して、旅客規則第 139 条及び同第 140 条の規定により収受する旅客運賃及び増運賃を収受することがある。

(連絡定期乗車券の取扱い)

第 15 条 当社線と他社線との連絡定期乗車券として通学定期乗車券を発売する場合は、当該他社の旅客営業規則及び連絡運輸に関する規程に従うものとする。

(準用)

第 16 条 本規則に定めのない事項については、当社旅客規則によるものとする。

附則

この規則は、2026 年 2 月 26 日から施行する。